

【別表】なかよし園を利用できる者及び保育利用事由証明書等提出書類について

利用希望月の1日時点で、次の1、2及び3すべての要件に該当する場合、なかよし園への申込を行うことができます。

- 1 保護者の内少なくともどちらかが岡山大学において就労又は就学していること。
- 2 以下の一覧表に掲げる「保育の必要性の事由」の(1)～(11)いずれかに保護者が該当すること。
- 3 施設での保育において集団生活に支障のない乳幼児であること。

一覧表

保育の必要性の事由			利用可能期間	保育利用事由証明書等(保護者毎)
(1)	就労	就労している場合	就労期間(年度毎に利用申請必要)	【岡山大学の就労者】 ・なし 【岡山大学以外での就労者(※1)】 ・保育利用事由証明書(様式1) 【自営業・農業・内職者】 ・保育利用事由証明書(様式1) ・直近の確定申告書類写し
(2)	岡山大学への 育児休業復帰者 (※2)	育児休業取得後、岡山大学への復帰 を予定している場合	復帰予定月の前月以降 復帰後は(1)就労を準用	・なし
(3)	就学等	就学のため、保育することができない 場合	保護者の卒業予定日又は終了予定 日が属する月の末日まで(年度毎に 利用申請必要)	【岡山大学の就学者】 ・なし 【岡山大学以外での就学者】 ・保育利用事由証明書(様式1) ・在学証明書
(4)	採用予定 就学予定 (※3)	採用、就学予定である場合	(1)就労及び(3)就学等を準用	【岡山大学への採用、就学予定】 ・内定(合格)通知の写し 【岡山大学以外への採用、就学予定】 ・保育利用事由証明書(様式1) ・内定(合格)通知の写し
(5)	求職中 (※4)	求職活動を継続的に行っている場合	利用希望月より最大3ヶ月間	・申立書(様式任意) ・ハローワークの登録証等の写し ※採用が内定となった場合は、 「(4)採用、就学予定」の 必要書類を改めてご提出下さい。
(6)	妊娠・出産 (※5)	出産予定日の前6週(多胎の場合前1 4週)から産後8週の期間を含む月単 位の期間にある場合	出産予定日の前6週(多児の場合前 14週)から産後8週の期間を含む月 単位の期間	・保育利用事由証明書(様式1) ・親子手帳(母子健康手帳)の保護者と 分娩予定日の分かるページの写し
(7)	疾病・障がい等	病気やけが、又は心身に障がいがある 場合	保育の必要性が認められる期間	【疾病・負傷】 ・保育利用事由証明書(様式1) ・疾病負傷証明書(様式2) 【障がい】 ・保育利用事由証明書(様式1) ・障がい者手帳等の写し
(8)	介護等	同居の親族等を常時介護又は看護し ている場合	保育の必要性が認められる期間	・保育利用事由証明書(様式1) ・介護や看護が必要な状況が分かるもの (介護保険証、障がい者手帳、医師の 診断書等の写し)
(9)	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復 旧に当たっている場合	保育の必要性が認められる期間	・保育利用事由証明書(様式1) ・被災証明書、被災証明書等の写し
(10)	不在	死亡、離婚、行方不明、別居(単身赴任 を含む)、留学、拘禁等	離婚、行方不明、別居(単身赴任を 含む)、留学、拘禁期間	【死亡・離婚、行方不明、別居 (単身赴任含む)】 ・住民票の写し 【留学】 ・VISA、受入証明書の写し
(11)	その他 (日本学術振興会特別研 究員・派遣職員を含む)	前各号に類する状態であると保育所運 営委員長が認めた場合	保育の必要性が認められる期間	・担当部署へご相談下さい。

(※1) 複数の勤務先がある場合には勤務時間を合算し基礎点数とします。

岡山大学以外で複数就労している場合には、就労先毎で必要書類を作成して下さい。

(※2) 岡山大学以外で育児休業を取得した場合は、復帰予定月からの利用となります。

復帰予定月が4月で3月からの利用を希望する場合は年度末にかかるため、園の状況によっては利用をお受けできないことがあります。

(※3) 採用、就学予定の場合で、内定(合格)通知の写し及びそれに代わる証明書が未提出の場合は、求職中での申込と同様の扱いとなります。

(※4) 就労先が決定した場合には速やかに(4)採用、就学予定の証明書を提出して下さい。

入所後、3ヶ月以内に就労先等が決定しない場合には退所していただく可能性があります。

(※5) 産後8週後、育児休業を取得する場合には産後休暇終了月の月末までに退所することとします。(別途利用内規参照)